



宮運整第 648号
平成27年12月22日

公益社団法人 宮城県トラック協会会長 殿

東北運輸局 宮城運輸支局長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

標記について、平成27年12月18日付け東自保第88号、東自整第124号により東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので、貴会傘下会員に対し、所有している車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況について、下記により緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理の徹底を図るよう周知願います。

記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
2. 上記1によるほか、車両の防錆点検等に関しては、各自動車メーカーが提供している情報に基づき点検及び補修を実施すること。
3. 上記1及び2により腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、防錆措置をするなど適切に対処すること。

